

令和7年度（2025年度）東海市緑の基本計画改訂委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

東海市では、「東海市緑の基本計画」（平成8年（1996年）策定、以後、平成19年（2007年）に1回目の改訂、平成29年（2017年）に2回目の改訂）に基づき、「未来につなぐ緑の都市づくり」の実現に向けて、緑のネットワークづくりや花と緑あふれる都市づくりなど、様々な施策を進めてきたところであり、現行計画は、令和8年度（2026年度）に計画期間終了を迎えることから、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）の2か年で、現行計画を一部見直し、改訂する必要がある。

本業務は、改訂に向けて1年目の作業として、本市の緑を取り巻く社会的要請を勘案し、「東海市総合計画」や「東海市都市計画マスタープラン」、「東海市環境基本計画」などの上位計画・関連計画と整合を図りつつ、本市の緑の現況を調査し、市民意識を反映させながら、課題等を整理した上で、次の10年間を見据えた緑に関する基本方針（緑の将来像）について検討することを目的とする。

そこで、本実施要領は、令和7年度（2025年度）東海市緑の基本計画改訂委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続きについて、東海市プロポーザル契約に関する要綱（令和4年4月1日制定）、その他の関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の内容並びに契約方法

(1) 業務名

令和7年度（2025年度）東海市緑の基本計画改訂委託

(2) 業務内容

別紙1「令和7年度（2025年度）東海市緑の基本計画改訂委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）3月31日まで

(4) 委託料上限額

上限額は以下のとおりとし、提案書等で提出された見積金額を基に契約を締結する。

上限額 6, 100, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

3 プロポーザル契約とする理由及びその導入効果

緑の基本計画の改訂は、令和7年度（2025年度）業務において、現況調査から課題の整理、基本方針の検討までを行い、その成果を令和8年度（2026年度）業務において緑の将来像や目標の設定、施策の検討から計画策定に結び付けていくまでの一連の作業となる。

また、作業を進めるにあたり、段階的に緑化審議会や策定委員会、パブリックコメント等、幅広い市民への説明と意見の反映を繰り返しながら進めていく必要があることから、発注者と受託者が一連の作業の全体を見据えた一貫した実施方針を共有し、知見を積み重ねながら、途切れなく業務遂行することが重要である。

このことから、本業務を実施するには、参考となり得る同種業務の実務経験や業務遂行能力等を有する事業者が業務委託し、その課題解決能力や創造力、提案力を最大限活用することが不可欠であり、「東海市プロポーザル契約に関する要綱」第3条第1号の規定に基づき公募型プロポーザル契約とする。

導入効果としては、他の先進事例等の実務経験や提案能力等が活かされることで、より本市の緑の実態を適切に踏まえたうえで、次世代に向けて魅力あふれる「緑の将来像」の検討に結びつくことが期待される。

さらには、現況調査から計画策定までの一連の作業としての一貫した業務の実施体制や、特定テーマに対する提案等を審査した上で、最も適切な事業者を選定し、随意契約することで、2か年にわたる緑の基本計画改訂業務を最も効果的かつ効率的に遂行することが可能となる。

4 公募条件

本業務を履行する能力を有し、かつ参加申込日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 東海市の入札参加者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規（昭和59年4月13日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 東海市と愛知県東海警察署が締結した東海市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月17日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 平成27年度以降（過去10年間）に、本業務と同種又は類似業務を完了させた実績があること。（同種業務とは、緑の基本計画策定の元請としての業務とする。類似業務とは、その他の緑に関する計画策定の元請としての業務とし、個別の小規模な公園整備等の計画・設計業務は含まないものとする。）
- (7) 平成27年度以降（過去10年間）に、本業務と同種又は類似業務に直接携わった実績を有する者を本業務受託時の管理技術者として選任し、本市との打合せに派遣できる団体であること。なお、管理技術者は、本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで原則として変更できないものとする。

5 業務のスケジュール及び事務手順

	項目	日程
1	公告、実施要領等の公表 (ホームページに掲載)	令和7年(2025年)7月22日(火)
2	質問書の提出期限 (郵送または電子メール)	令和7年(2025年)7月30日(水) 午後5時まで
3	質問書に対する回答期限 (ホームページに掲載)	令和7年(2025年)8月6日(水) 午後5時まで
4	参加申込書等提出期限 (郵送または電子メール)	令和7年(2025年)8月20日(水) 午後5時まで
5	参加資格審査結果通知 (電子メール)	令和7年(2025年)8月26日(火) 午後5時まで
6	提案書等の提出期限 (持参または郵送)	令和7年(2025年)9月2日(火) 午後5時まで

7	審査結果通知 (郵送及び電子メール)	令和7年(2025年)9月10日(水) (予定)
8	契約締結	令和7年(2025年)9月中旬頃

※本スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。

6 質問及び回答

本業務の実施要領及び仕様書等に質問がある場合は、質問書(様式2)に質問事項を記載の上、電子メールで、問合せ先に記載の電子メールアドレスに送信するとともに、電話により、電子メールの着信の確認を行う。電子メールの件名は、「令和7年度緑の基本計画改訂業務委託に係る質問(企業名称)」とする。

なお、質問書の提出期限後に提出された場合及び指定の方法によらない場合は、質問には回答しない。

質問への回答は、質問者匿名にて本市ホームページ上に掲載する。

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 参加資格に係る申立書(様式3)
- ウ 同種・類似業務等実績表(様式4)
- エ 管理技術者業務実績調書(様式5)

(2) 提出方法

郵送または電子メールにより提出する。

8 提案内容及び提案書の作成要領

(1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出届(様式6)
- イ 企画提案書(様式任意)

(ア) 企画提案書の提出は1社につき1案のみとする。

(イ) A4縦版とし、8ページ以内(表紙、目次は含まない)、文字サイズは12ポイント以上(図表、画像を除く)、ページ番号を付すること。

なお、やむを得ない事由によりA4サイズに収まらない場合は、A3サイズ(片面:A4サイズ2ページ分とする。)を使用することとし、片面横折り込みとする。

(ウ) 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

(エ) 企画提案書に記載すべき項目は、以下の a～d とし、c の特定テーマに対する提案については特定テーマ①～④の 4 項目全てについて記載すること。

なお、本プロポーザルは、令和 7 年度（2025 年度）業務の受託候補者を決定し、単年度の随意契約をするものであるが、令和 8 年度（2026 年度）業務（予定）を引き続き受託した場合を想定し、現況調査から計画策定までの一連の作業の全体を見据えた一貫した業務として捉え、実施方針や作業工程、特定テーマに対する提案を記載すること。

【企画提案書に記載すべき項目】

a 業務の実施方針

b 業務の作業工程

c 特定テーマに対する提案

【特定テーマ①】緑の現況の調査及び分析の工夫

本市の緑の現況（緑被率、施設緑地、民有地緑地等）とその変遷について、効果的かつ効率的に把握するための調査手法及び分析方法の工夫について記載すること。

【特定テーマ②】緑に関する基本方針（緑の将来像）検討の着眼点

都市の緑を取り巻く社会環境の変化や、客観的に見た本市の緑の現況を踏まえ、今後、本市がめざすべき緑の将来像を検討する上で重点的に着眼すべきと考える項目について記載すること。

【特定テーマ③】緑地保全・緑化推進の方策について

今後、本市において、緑地の保全や緑化を推進するために取り組むべき方策について記載すること。

【特定テーマ④】公園緑地及び街路樹の維持管理のあり方

今後、本市における公園緑地及び街路樹の維持管理のあり方を検討する上で、必要な視点や取り組むべき方策について記載すること。

d その他の独自提案事項

ウ 企業概要書（様式 7）

なお、会社案内パンフレットがある場合は、企業概要書に添付すること。

エ 同種・類似業務等実績表（様式４）

※参加申込書等提出時と同じもの

オ 業務実施体制表（様式８）

カ 管理技術者業務実績調書（様式５）

※参加申込書等提出時と同じもの

キ 見積書（様式９）

単価や人件費等の積算の内訳を項目ごとに記載した資料（様式任意）を見積書に添付すること。

なお、独自提案を追加する場合は、その経費も提案額に含めることとし、積算内訳書に独自提案に関する項目であることが分かるように記載すること。

(2) 提出方法等

ア 提出方法

持参または郵送に限る。（郵送の場合は、提出期限までに必着）

イ 提出部数

提出書類はA４判で、８(1)のア～キの順序でファイルに二つ穴綴じとし、インデックスを付し提出すること。

また、ファイルの表紙には「令和７年度東海市緑の基本計画改訂業務委託提案書」及び企業名称を表示すること。

正本１部（代表者印押印のもの）

副本４部（コピー可）

9 選定基準及び選定方法

審査は、提案書等を提出した全ての者に対して実施し、優先交渉者、第２位交渉者以下全ての参加者の順位をつける。なお、審査は非公開とする。

(1) 選定基準

別紙２「令和７年度（２０２５年度）東海市緑の基本計画改訂委託公募型プログラム選定基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア 提案書による評価を行う。獲得した点数から評価順位をつける。

イ 獲得した点数が最も高い者が２以上あるときは、審査項目における企画提案内容の評価が高い提案者を上位とする。これが同点の場合は、「特定テーマ」

の評価が高い提案者を上位とする。

ウ 審査員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各審査員の評価点を合算した値（合計点）が最低基準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

エ 提案者が1者の場合でも、原則として、各審査員の評価点が最低基準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(3) 結果通知

審査結果については、令和7年（2025年）9月10日（水）に、結果にかかわらず提案者に通知するとともに、本市ホームページに掲載する。評価内容の詳細については公表しない。

10 契約の締結

受託候補者（評価順位が最高位の者）として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、第2位交渉者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

原則として、提案書等に記載した内容や、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。

また、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、契約金の支払いは業務完了後とする。

11 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (5) 提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳の記載がない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (8) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルに係る書類作成及び提出費用等、必要な経費はすべて提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、差替え、修正、追加等は認めない。なお、審査委員会から要請のあった事項についてはこの限りではない。
- (3) 本プロポーザル参加者による相連合又は不穩の挙動その他のプロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めるとき及び不慮の都合があったときは、本プロポーザルを延期し、又はこれを廃止することがある。その場合は、周知することとする。
- (4) 本市から受領した資料等は、本プロポーザルの提出書類の作成以外に使用してはならない。
- (5) 提出された提案書等は、返却しない。
- (6) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、東海市情報公開条例（平成12年条例第61号）の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。
- (7) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (8) 提出された提案書等は、本プロポーザル業務で必要な範囲において複製できるとし、本プロポーザル業務以外の目的では使用しない。
- (9) 当該業務を受注し、良好な業務進捗を達成された場合には、プロポーザル方式にて提案された内容を反映させ、効率的・効果的に計画策定に結びつけるため、引き続き、協議の上、「令和8年度（2026年度）東海市緑の基本計画改訂業務委託」の随意契約を予定しているが、事業に係る予算が成立しなかったなどの理由で、事業の中止や縮小を行う場合がある。その場合においても、本市は、損害金や違約金等の支払いの責を一切負わない。

1 3 問合せ先

東海市都市建設部花と緑の推進課

住 所：〒476-8601

愛知県東海市中央町一丁目1番地（東海市役所内）

電 話：052-613-7811（ダイヤルイン）

0562-38-6403（ダイヤルイン）

電子メール：hanamidori@city.tokai.lg.jp